

1 取組の内容

(1) フリーマーケット等の開催

家庭で使わなくなった不用品の有効利用を進めるとともに、不用品の再使用等に対する県民の関心を高めるため、フリーマーケットやバザーなど住民自身が気軽に参加できる不用品の再使用のための取組を県内各地で積極的に展開します。

《取組事例》

◆特定非営利活動法人MFAの取組

【取組主体】特定非営利活動法人MFA

【概要】四日市市を拠点に、市、事業者、商店街等と連携しながらフリーマーケットを開催しています。なかでも四日市ドームで開催する「フリーマーケット in 四日市ドーム」は県内最大級のフリーマーケットで、約700ブース、来場者約7千名の一大イベントとして、年3回程度開催され、地域に定着した感があります。

MFAでは、ホームページからいつでも申し込み、誰でも簡単に出店できるようにする一方、出店者が偏るとか、固定化しないよう会員制を廃止し、ダイレクトメール等による出店案内や過去の出店者への優遇措置は設けず、出店は先着順となっているため、毎回、新規出店者が多くなっています。

なお、来場者の多い「フリーマーケット in 四日市ドーム」では、スタッフによる分別指導やデポジットコーナーの設置など、ごみの減量・リサイクルに係る啓発にも努めています。

出典：特定非営利活動法人MFAホームページ

主体	役 割
住民	フリーマーケット等の活用（出店及び中古品の購入・使用）
事業者	会場提供等の支援、フリーマーケット等の開催・出展
市町	フリーマーケット等の開催、会場提供等の支援、開催等に係る情報提供
県	不用品の有効利用に係る啓発、会場提供等の支援
自治会、NPO等民間団体	フリーマーケット等の開催・出展

(2) 不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり

家庭で使わなくなった不用品の有効利用をより効率的、広域的に進めるため、市町の広報やホームページ等を通じて不用品のリユースやリサイクルに関する情報を広く提供するとともに、譲りたい物がある人と譲ってほしい物がある人双方のニーズをうまくマッチさせることができる情報交換の仕組みづくりなどに取り組みます。

《取組事例》

◆不用品交換コミュニティボード

【取組主体】豊中市立リサイクル交流センター

【概要】豊中市立リサイクル交流センターでは不用品交換コミュニティボードを館内に設置し、不用品をコミュニティボードに掲載するとともに、ホームページでも見られるようにしています。掲載期間は1ヶ月です。なお、利用者は市内に居住又は通勤・通学する人に限定しています。 出典：豊中市立リサイクル交流センターホームページ

主体	役 割
住民	不用品の提供及び活用
事業者	不用品のリサイクルに関する取組（取組への協力も含む）
市町	不用品のリサイクルに関する情報提供、情報交換の仕組みづくり
県	—
自治会、NPO等民間団体	不用品のリサイクルに関する情報提供、情報交換の仕組みづくり

（3）不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進

リサイクルプラザなど不用品のリサイクル等を推進するための公共施設において、修理教室、リフォーム教室等の開催やリサイクル関係情報の収集・発信を行うとともに、粗大ごみとして収集した家具やおもちゃ等を修理・再生し販売するなど、リサイクルの実践活動を進めます。

《取組事例》

◆伊勢広域リサイクルプラザの取組

【取組主体】伊勢広域環境組合（伊勢広域環境組合リサイクルプラザ）

【概要】伊勢市広域環境組合リサイクルプラザでは、不用品の提供・販売により、再使用を進めるとともに、再使用、再生利用に係るさまざまなイベントや教室を開催し、地域住民への啓発にも努めています。

出典：三重県

主体	役 割
住民	修理教室、リフォーム教室への参加、再生品等の購入
事業者	—
市町	修理教室、リフォーム教室の実施、不用品の修理・販売
県	—
自治会、NPO等民間団体	修理教室、リフォーム教室等の実施

（4）リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり

家庭で使わなくなった家具等を修理、再生のうえ、商品として安価で提供するリサイクルショップ等の活用を進めるため、認定制度の創設など仕組みづくりに取り組みます。

《取組事例1》

◆ひの市民リサイクルショップ「回転市場」

【取組主体】東京都日野市の市民団体「回転市場」

【概要】市民から無償提供された中古衣類等の販売を通して「ものの大切さ」など生活の見直しを普及する市民団体自らの取組です。

平成4年7月9日消費者運動連絡会の事業として設立され、平成13年から「回転市場」として独立し、現在は、万願寺店、多摩平店の2店が営業しています。

取扱い品目は、①中古衣類、②食器ほか日用雑貨品、③古本、④石鹼製品及び⑤市リサイクル事務所からの本箱、椅子などのリサイクル品であり、①～③については、市民から無償提供されています。販売単価は50円～400円程度と非常にリーズナブルであり、30代の主婦層を中心に利用されています。



1 取組の内容

(1) 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進

ビールびんや一升びんなど既存のリターナブル（リユース）容器のシステムの活用を進めるため、リターナブル容器の優れたところや利用の必要性などを環境負荷の低減やごみ減量化の視点から幅広くPRします。

また、宅配サービスなど流通販売事業におけるリターナブル容器の利用を推進するとともに、軽量で耐久性のあるリターナブル容器の開発・普及などを進め、システムの利便性を高めることにより、リターナブル容器を使用する製品の利用を拡大していきます。

主体	役割
住民	リターナブル容器の積極的な利用
事業者	流通販売事業者：リターナブル容器製品の積極的な販売 メーカー：軽量で耐久性のあるリターナブル容器の開発・普及
市町	リターナブル容器の良さなどのPR
県	リターナブル容器の良さなどのPR
自治会、NPO等民間団体	リターナブル容器の良さなどのPR

(2) 新たなリターナブル容器システムの構築

現在は再生利用、又は、使い捨てされている飲料容器等について、リターナブル容器への転換を進めるため、新たなリターナブル容器システムの構築に関する調査検討を行い、できることから順次具体化し、持続可能な経済社会のシステムとして構築していきます。

《取組事例》

◆生協における軽量Rびん（規格統一びん）の使用

【取組主体】びん再使用ネットワーク

（環境保全・資源循環型社会の構築をめざした生協団体のネットワーク）

【概要】びん再使用ネットワークに加盟する6生協（連合会）では、各生協の特徴に応じて軽量Rびんを採用しています。このうち、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会では、調味料を中心に軽量Rびんを採用し、回収率が82%（平成21年）となっています。



出典：びん再使用ネットワークホームページ

主体	役割
住民	リターナブル容器の積極的な利用
事業者	新たなリターナブル容器システムの構築、取組への支援・協力
市町	新たなリターナブル容器システムの構築に対する支援・協力
県	新たなリターナブル容器システムの構築に対する支援・協力
自治会、NPO等民間団体	新たなリターナブル容器システムの構築、取組への支援・協力

(3) リユースカップ・システム等の推進

テーマパークやスポーツ施設等で大量に発生する使い捨て容器ごみを減らすため、県内各地の集客交流施設、公共施設等において、リユースカップの使用やリターナブル容器を使った商品の販売を積極的に進め、施設運営システムとして定着させます。

主体	役割
住民	集客交流施設等への水筒やマイ食器の持参 集客交流施設等におけるリユースカップ・システム及びリターナブル容器製品の積極的な利用
事業者	集客交流施設等におけるリユースカップ・システムの導入及びリターナブル容器製品の優先販売
市町	集客交流施設等へのリユースカップ導入促進 公共施設におけるリユースカップ・システムの導入及びリターナブル容器製品の優先販売
県	集客交流施設等へのリユースカップ導入促進 公共施設におけるリユースカップ・システムの導入及びリターナブル容器製品の優先販売
自治会、NPO等民間団体	リユースカップ・システムの情報発信など取組への支援・協力

(4) 移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備・活用

イベント会場等で大量に発生する使い捨て容器ごみを減らすとともに、リターナブル容器に関する意識を高めるため、移動食器洗浄車を整備し、県内各地で開催されるイベントやまつり、各種大会等において活用するなど、リユース食器をレンタルするシステムなどの整備・活用を進めます。この移動食器洗浄車は、プランの啓発等にも積極的に活用します。

また、リユース食器システムのコミュニティビジネスとしての展開をはかり、経済的にも持続可能なシステムとして定着させます。

《取組事例1》

◆リユース食器の貸出

【取組主体】NPO法人デポネット三重（四日市市）

【概要】デポネット三重はデポジット制度の法制化をめざしているNPO法人で、平成17年より、リユース容器の貸し出しを始めています。貸出の手順や貸し出しできる容器の種類は次のとおりです。

貸し出し手順			
1. 貸し出しの希望の場合は注文書にご記入の上FAXにてお申し込み下さい。	2. 貸し出し容器は取りに来ていただくか、宅配便にてお送りいたします。	3. 使用した容器は、簡単に水洗いした後水を切ってご返却下さい。使用状況により水洗いできない場合はご相談ください。使用後、そのままの状態でご返却された場合、別途料金を請求させていただく場合があります。	4. 破損や紛失の場合は〔通常の使用では壊れませんが〕一律100円をいただきます。

貸し出しできる容器の種類

番号の次に書かれているのが貸し出し価格です。種類や大きさによって価格が異なります。



No. 11・・・10円

280mlカップ
(ポリプロピレン)
耐熱温度120℃



No. 12・・・14円

450mlカップ
(ポリプロピレン)
耐熱温度120℃



No. 21・・・10円

小井A(直径11cm、約360ml)
(ポリプロピレン)
耐熱温度120℃



No. 22・・・16円

中井A(直径13cm、
約480ml) ポリプロピレン
耐熱温度120℃



No. 23・・・20円

大井(うどん丼)(直径16cm、
約780ml) ポリプロピレン
耐熱温度120℃

注: 小井、中井は2種類
ありますが(デザインのみ
異なる)在庫状況によっ
て、こちらで決めさせてい
たいただきます。

注1: どんぶりの大きさは数字を参考にして下さい。

注2: AとBのタイプがありますが、どちらのタイプになるかは貸し出し時の在庫状態で、こちらで決めさせていただきます。



No. 31・・・13円

小皿(直径16cm)
ポリプロピレン
耐熱温度120℃



No. 32・・・15円

大皿(直径17.5cm)
ポリプロピレン
耐熱温度120℃



No. 41・・・5円

箸
木管ひのぎ材
再生品(漆3回塗り)



No. 42・・・5円

カレー用スプーン
メラミン樹脂
耐熱温度120℃

出典：NPO法人デポネット三重ホームページ

《取組事例2》

◆大規模集客施設でのリユースカップ・システム

【取組主体】環境省、エムサービス(株)：大分スポーツ公園総合競技場

環境省、(財)地球・人間環境フォーラム：鈴鹿サーキット

【概要】スポーツ施設やイベント会場など閉鎖的空間において、飲み物などを再使用可能な容器に入れ、デポジット(預かり金、保証金)を上乗せして販売し、容器の返却と引き替えに購入者にデポジットを払い戻すとともに、返却された容器を洗浄し再使用する取組です。以下には、社会実験として取り組まれたいくつかの例を整理しています。

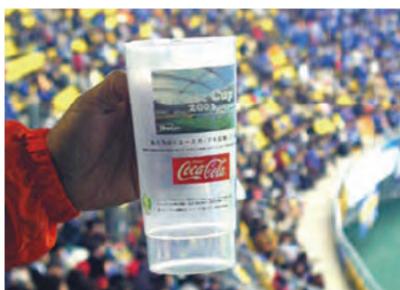
大分スポーツ公園総合競技場では平成15年3月から実証実験期間中の大分トリニータのホームゲームの際、清涼飲料水やビールなどを再使用可能なプラスチック製のコップで販売しています。

コップはポリプロピレン製で、容量500ml。生ビール(650円)や缶ビール(550円)、ジュース(250円)に100円の預かり金を上乗せして販売、飲み終わったコップを戻した観客に100円を返却します。同じコップを使って飲み物をお代わりすると、代金が50円引きになります。導入したのは、競技場で給食サービスを一括受注しているエムサービス社です。同社によると、コップはドイツで使われているものを輸入し、50回まで洗浄・再使用が可能とのことでした。

平成15年シーズンでは、17試合に導入。コップの初回販売個数は約7万9千個、回収率は年間平均で83.5%。コップは競技場近くの弁当業者に委託し、専用の機械で洗浄しています。

平成16年度には、鈴鹿サーキットでも同様の社会実験に、(財)地球・人間環境フォーラムが取り組んでいます。

プールエリアのレ
ストランで販売される
ソフトドリンクの容器
を紙コップから繰り返し
使用可能なリユース
カップに替えて販売。
通常 200 円で販売さ
れるところ、容器代とし
て 100 円のデポジット金(上乗せ金)をお預かりして 300 円で販売し、容器返却時に 100 円の返金を受けます。



出典：ETC ネット（環境情報提供システム）、「平成 16 年度デポジット制度導入実証事業に関する検討調査報告書」（三重県 平成 17 年 3 月）

《取組事例 3》

◆仙台市のワケルモービル

【取組主体】仙台市

【概要】仙台市では、町内会のお祭りや学園祭等のイベントで大量に出る、使い捨ての皿やコップを減らすため、食器洗浄車「ワケルモービル」を制作し、市内で飲食を伴うイベントを主催する子ども会や町内会等の地域団体、学校、NPO等に貸し出しています。

ワケルモービルは、丸平皿、どんぶり、コップ、箸、スプーンを 180 セット載せており、同市葛岡リサイクルプラザで貸出・返却を行っています。利用者は、車両のガソリン、食器洗浄機のプロパンガスや洗剤代の実費相当として、1,000 円を負担することとなっています。

出典：仙台市ごみ減量・リサイクル総合情報サイト ワケルネットホームページ

《取組事例 4》

◆石川県のピカピカ号

【取組主体】石川県、(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議

【概要】移動食器洗浄車をリユース食器とともに無料で貸し出し、イベント等において現地で食器を洗いながら再使用してもらう取組です。石川県が民間企業に特注し約 500 万円で購入したものを(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議が貸し出しています。年間維持費は、約 30 万円。平成 13 年の夏から県民を対象に貸し出しを始めています。なお、移動食器洗浄車の開発は、松村物産(株)が担当しています。



出典：(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議ホームページ

ドイツでは早くから、ゲシル・モービルと呼ばれる移動食器洗浄車を自治体が所有し貸し出しを行っています。例えばケルン市では、2 台を所有し車は 12,000 円/日で、食器を 150 個セットで 1,800~2,400 円/日でレンタルしています。また、車にはデポジット(預託金)として 3 万円かかります。市から委託を受けた民間企業等の職員が会場まで実費で運び、終了後は引き取りに行くというシステムです。

出典：「平成 14 年度 リユースカップの実施利用に関する検討調査報告書」
(財)地球・人間環境フォーラム 平成 15 年 3 月)

主体	役割
住民	イベント等における、水筒やマイ食器の持参 イベント等におけるリターナブル容器使用への理解・協力
事業者	事業者主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 移動食器洗浄車の購入・貸し出し
市町	市町主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 イベント等における使い捨て容器使用禁止のルール化 移動食器洗浄車の購入・貸し出し
県	県主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 イベント等における使い捨て容器使用禁止のルール化 移動食器洗浄車の購入・貸し出し
自治会、NPO等民間団体	自治会、NPO等民間団体主催のイベント等におけるリターナブル容器の利用 リターナブル容器利用に関する啓発活動の展開 移動食器洗浄車の購入・貸し出し、リユース食器レンタル事業の企画・運営

(5) エコイベントの推進

イベント会場等で発生するごみを減らすとともに、さまざまなイベントを通じてリユース等に関する意識を高めるため、エコイベントマニュアルの普及・活用を進めるなど三重県エコイベントシステムを推進します。

また、イベントごみの受け入れの有料化や、その収入を原資としたリユース推進のための助成制度など手数料収入の活用方法について検討します。

《取組事例1》

◆三重県エコイベントシステム

三重県は県の事務活動及び事務事業について継続的な環境負荷の低減をはかるため、ISO14001による環境マネジメントシステムを構築し、2000（平成12）年2月にISO14001の認証を取得しました。ISO14001の取組を推進するうえで、環境への負荷が大きいイベントについても検討を行い、県が開催するすべてのイベントが環境に配慮したものとなるよう「エコイベントマニュアル」を策定し、これに基づきイベントを実施しています。

【概要】

➤ エコイベントの考え方

- ・自分たちで決めたことを自分たちで守る
- ・できることから始められるように柔軟性を持つ
- ・イベントを新しい環境への取組の実験の場として活用する
- ・イベント本来の楽しさを損なわない
- ・「エコイベントマーク」で自己宣言する

➤ 対象イベント

このイベントは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、催し、行事等のうち、県及び県が主体となった実行委員会が主催又は共催するもので、その実施に際して県が管理できるイベントとします。さらに、県が後援する等のイベントについても、本県が関与できる程度に応じて、環境に配慮したイベントとなるように主催者に協力を求めています。

➤ エコイベントの要件

エコイベントを開催することに伴って環境に負荷を与える要因は数多く考えられます。これらの要因がもたらす環境への影響を最小限にするために主催者が心がけるべき事柄を大きく以下の6項目と定め、これら6項目についての環境配慮を実施したイベントを「エコイベント」としています。

- ・自然との共生 ・ごみ ・交通 ・省エネルギー、省資源 ・環境啓発 ・運営体制

▶ エコイベントの特徴

- ・ 県民との協働により策定したこと
- ・ すべてのイベント等を対象としたこと
- ・ 簡単かつわかりやすい内容としたこと
- ・ イベントの楽しさを失わないことをめざしたこと
- ・ 絶えず改善し続けるシステムとしたこと

出典：三重県

《取組事例2》

◆エコイベントマニュアルの作成

【取組主体】仙台市

【概要】イベント時における具体的な分別区分、ワケルモービル（リユース食器と食器洗浄機が付いた車）の利用申込先、イベントで発生したごみ処理の委託方法等を具体的に明記しています。なお、イベントごみは事業系ごみと位置づけています。また、エコイベント環境学習支援として、ワケルモービル、分別ステーション、のぼり、パネル等を地域団体、学校、NPO等へ貸し出しています。

なお、プロサッカーJリーグチーム「ベガルタ仙台」の仙台スタジアムでの主催試合において、スタジアムから出るごみの削減をはかり、最終的にはごみ減量のためのシステムづくりをめざして、仙台市の環境社会実験としてプロジェクト2003～2004年度に実施しました。

出典：財団法人 みやぎ・環境とくらし・ネットワーク (MELON) ホームページ

エコイベント成功へのカギは「4ステップ+1」! イベントの準備が決定したら、エコイベントに挑戦してみましょう! ここでは、イベント当日まで、どのようにすればよいかのポイントを紹介します。

STEP 1
エコイベントの企画

どんなことをしたいか、イベントの内容をともに考えましょう。

ごみを分別したい!

●専用の分別ステーションを設置

レジ袋や資源包装を避けたい!

●商品や商品の包装を減らす

ごみを減らしたい!

●取付口でのリユース食器の利用

エコを楽しませたい!

●趣向に配慮した内容の話し物の実施

来場者にも協力してもらいたい!

●マイバッグやマイボトル、マイボトルの持ち帰りを公共交通機関の利用のよびかけ

STEP 2 ごみの分別方法の検討

イベントでは必ずごみが出ます。どのように分別して回収するかを事前に決めておきましょう。

分別のポイント

分別品目	注意ポイント	処理方法
びん・ペットボトル	●ふたははずして、中身を捨てて軽くする ●キャップは、資源物(プラスチック)として回収 ●ペーパー容器は、分別して回収	許可業者へ委託 資源センターへ自己搬入
紙類	●種類ごとに10センチ以上を揃える ●テープ類ははがして(厚紙の場合はOK) ●写りた紙は集める	許可業者又は古紙回収業者へ委託 市設置の資源系紙類回収車へ持ち込み
プラスチック類	●大量の場合は、事前にリサイクルプラザへ相談 ●紙や紙類と一緒に回収してはならない ●写りたプラスチック類は、資源物として回収 ●写りたものは集める	許可業者へ委託 市の回収車へ持ち込み
燃えるごみ	●燃やさないものは、分別して集める	許可業者へ委託 市の集約工場へ自己搬入

※ごみ分別のルールは、一定の基準を設けて分別回収が義務づけられています。1ヶ月単位で燃やさないごみの回収場所を公開しています。

許可業者一覧

名称	所在地	電話番号	FAX
南宮区・宮城野区・若林区 (板根用所選・新寺連綿以北)	宮城野区 仙台東洋公社	022-722-0010-0-40	230-0040
青葉区・宮城野区・若林区 (板根南側選・新寺連綿以南) 太白区	宮城野区 52番地センター	022-631-0000	299-0111
東区	東区青葉区選	東区東平字清水庄78	376-4783
宮城・秋保総合事務所管内	株式会社 宮城秋保事務所	宮城県宮城郡大郷町1-2-5	363-2216

○他・びん・紙類回収のみ(市内全端)

一般社団法人 仙台市産業資源回収業者協議会 下巻子二巻47-2 392-5098

自己搬入できる市の施設等

施設名	所在地	電話番号	受付時間
びん・ペットボトル	板根資源センター	022-631-0000	100kgごと300円
資源センター	青葉区板根六丁目57-1	277-8110	受付時間:月～金 9:00～16:15
資源センター	青葉区板根六丁目57-3	277-5000	
資源センター	宮城野区板根1-1	236-5200	
資源センター	宮城野区板根1-103	236-2651	
資源センター	宮城野区板根1-202	773-5300	
資源センター	青葉区板根六丁目57-1	277-8173	年末年始を除く
資源センター	青葉区板根六丁目57-1	289-6401	月～金 9:00～16:30
資源センター	青葉区板根六丁目57-1	214-8130	土日祝日・祝日・振替日
資源センター	青葉区板根六丁目57-1	277-5099	毎月第2土曜日 9:00～17:00
資源センター	宮城野区板根六丁目57-1	277-5099	
資源センター	宮城野区板根六丁目57-1	289-4671	100kgごと1,000円
資源センター	宮城野区板根六丁目57-1	373-5399	受付時間:月～金 9:00～16:15

STEP 3 事前準備

●広めに工夫を!
●準備物、資源などリユースできるもの集め
●美観は、使い捨てにならないように
●主催者がごみを出さないように

STEP 4 当日

●案内アナウンスなどでごみの分別と持ち帰りを来場者に呼びかけよう
●ごまかに会場清掃や分別ステーションの稼働を要請しよう

PLUS 1 イベント終了後

●ごみと資源化の量、処理費用などを把握し、次回に役立てよう
●できればスタッフや来場者にも報告しよう

出典：エコイベントのススメ (アメニティ・せんだい推進協議会)

1 取組の内容

(1) 民間事業者におけるリース・レンタル等のサービスの拡大

個人や事業者が、一時期しかない使わない製品や所有しなくても機能が利用できればよいと考える製品等について、積極的にリースやレンタルなどのサービスを利用することを促進するため、リース・レンタルする製品の種類を増やす、リース・レンタル等のサービスを提供するシステムの利便性を高める、事業所を増やす、広くPRを行うなどサービスを拡大していきます。

《取組事例1》

(株)ニック（大阪府豊中市）では、個人向けのベビー用布オシメのレンタルサービスを提供しています。

オシメのレンタルシステム（個人向け）



1 お電話でお申し込み
ご出産前のご予約もOKです。



2 1回目のご配達とご契約
各コースの枚数をお届けします。
また、保証金をお預りします。

A コース（1日）

- ・1週間に1回集配・2週間以上のご利用から契約させていただきます。
- ・1週間のご利用枚数は200枚までで、これを超える枚数につきましては、Bコース料金で加算いたします。
- ・料金は1日430円

B コース（枚数）

- ・1週間の納品枚数は最低30枚です。追加は10枚単位の計算となります。
- ・30枚未満の配送は特別集配扱いとし、別途特別集配料を加算させていただきます。
- ・使用されなくても次週の訪問時にすべて交換いたします。
ご利用は1週間以上から。
- ・料金は10枚380円



3 きちんとたたんであるので
すぐ使えます
ご使用済みのオシメは、そのまま袋へ
もちろん洗濯は不要です。

**4** 2回目からの配達

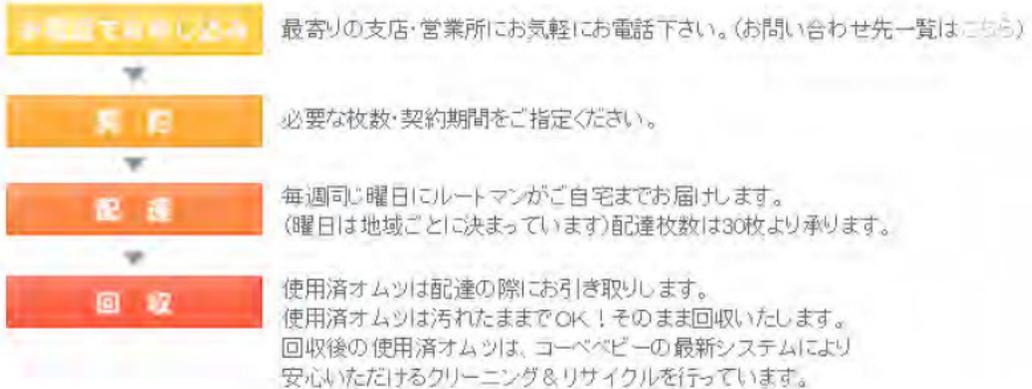
2回目からの配達、決まった曜日に
ルートセールスマンがお伺いします。
新しいオシメと使用済オシメを
交換します。

出典：(株)ニックホームページ

《取組事例2》

コーベビー（株）（神戸市）でも、個人向けベビー用布オシメのレンタルサービスを提供しています。

オシメのレンタルシステムの概要



出典：コーベビー(株)ホームページ

主体	役割
住民	リース・レンタルのサービスの積極的な利用
事業者	リース・レンタルのサービスの提供及びその拡大 事業活動におけるレンタルやリースの活用
市町	リース・レンタルのサービスの積極的な利用
県	リース・レンタルのサービスのPR リース・レンタルのサービスの積極的な活用
自治会、NPO等民間団体	リース・レンタルのサービスの提供及びその拡大 事業活動におけるレンタルやリースの活用

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 民間事業者におけるリース・レンタル等サービス拡大				

1 取組の内容

(1) 製品等の修理・修繕等のサービスの拡大

製品等が故障したり、壊れたりしたとき、それをごみとして捨てなくても済むようにするため、修理・修繕等により製品をできるだけ長く使うことができるよう製品の設計段階から配慮するとともに、部品の長期保存や修理・修繕等サービス網の充実、技術者の養成など、製品等の修理・修繕等の体制整備やシステム構築を進めます。

《取組事例》

◆おもちゃの病院

【取組主体】全国的には日本おもちゃ病院協会があり、三重県内に関しては三重・おもちゃの病院連絡会があります。

【概要】県内には、9ヶ所でおもちゃの病院が開設（公共施設で定期的開設）されています。治療するおもちゃは、乳幼児～小学生対象のおもちゃで、修理はボランティアで行われ、修理費用は部品代を除いて無料です。



出典：三重・おもちゃの病院連絡会ホームページ

おもちゃの病院ながしまでの修理

主体	役割
住民	長期間の使用が可能な製品の優先購入、製品等の修理・修繕等のサービスの積極的な利用
事業者	製品の長期使用のための設計段階からの配慮及び消費者への的確な情報提供、部品の長期保存や修理・修繕等サービス網の充実、技術者の養成など製品等の修理・修繕等の体制整備やシステム構築、サービスに関する情報発信
市町	住民に対する啓発
県	住民に対する啓発
自治会、NPO等民間団体	住民に対する啓発

(2) アップグレード（製品の性能・機能の向上）サービスの拡大

技術の進展に伴い製品等の性能や機能が古くなったり、より優れた性能や機能を持つ製品が開発されたとき、新しい製品に買い替えなくても済むようにするため、アップグレードが可能となるよう製品の設計段階から配慮するとともに、アップグレードソフトの開発やアップグレードサービスの充実、技術者の養成などを進めます。

《取組事例》

◆サービサイジング（あかり安心サービス）

【取組主体】パナソニック（株）

【概要】ランプ（蛍光灯以外のランプ（電球・水銀灯・点灯管など）も含まれます。）の販売ではなく貸与となります。ランプはサービス会社（パナソニック電気指定代理店）の所有物であるため、不要になったランプは、サービス会社が責任を持って回収することになります。また、ランプの排出者はサービス会社になりますので、ランプの処理に関する手続き等の負担が大幅に軽減できます。



出典：パナソニック株式会社ホームページ

主体	役割
住民	アップグレードが可能な製品の優先購入、アップグレードサービスの積極的な利用
事業者	製品のアップグレードのための設計段階からの配慮及び消費者への的確な情報提供、アップグレードソフトの開発やアップグレードサービスの充実、技術者の養成
市町	住民に対する啓発
県	住民に対する啓発
自治会、NPO等民間団体	住民に対する啓発

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 製品等の修理・修繕等のサービスの拡大				
(2) アップグレードサービスの拡大				

基本方向 4 容器包装ごみの減量・再資源化

基本取組 4-1 容器包装リサイクル法への対応

1 取組の内容

(1) 容器包装リサイクルに係る効果検証調査等の実施

容器包装廃棄物が家庭ごみに占める割合は、容積比で約6割、重量比で2～3割程度となっており、なかでもプラスチック類、紙類が大きな割合を占めています。

このため県内市町の容器包装リサイクル法への対応状況に関する調査を継続的に行うとともに、リサイクルセンターなど施設の必要性、収集運搬費用などの面からも検証を実施します。

主体	役 割
住民	市町の分別基準に従い適正に排出
事業者	市町の分別基準に従い適正に排出
市町	県が実施する調査に積極的に協力
県	容器包装リサイクルに係る効果検証調査の実施
自治会、NPO等民間団体	市町の分別基準に従い適正に排出

(2) 国への提言・要望

現行の容器包装リサイクル法では、分別収集を市町の責務としており、この経費が市町にとって財政上の負担となっています。拡大生産者責任の考え方に基づき、容器包装ごみの回収からリサイクルに至る費用は事業者が負担し、製品価格に転嫁するなど市場経済の仕組みのなかで解決する制度とするよう、引き続き国に対し法律の改正等など提言・要望を行っていきます。

《国家予算要望（環境省：平成18年5月）》

【提言・要望の要旨】

本県では、ごみゼロ社会の実現に向けて取り組んでいるところですが、国においても、拡大生産者責任の徹底による発生抑制、リサイクルの推進などにより、ごみゼロ社会の実現を積極的に推進されたい。

【具体的な提言・要望事項（抜粋）】

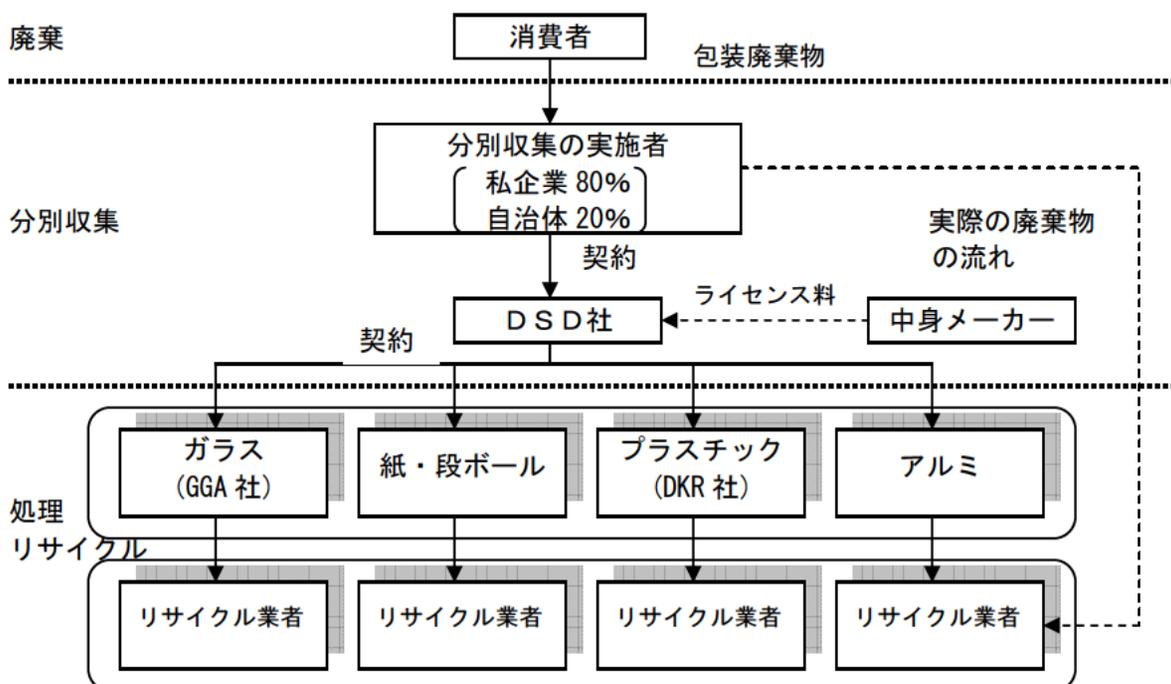
- 1 容器包装リサイクル法改正案に定める市町村に対する金銭の支払いを全額市町村に拠出、分別収集・選別保管に係る費用の市町村負担を更に軽減するなどの制度のさらなる改正
- 2 事業者における再使用、再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制への取組の促進

主体	役 割
住民	容器包装リサイクル法の改正に対する理解と協力
事業者	容器包装リサイクル法の改正に対する理解と協力
市町	各種団体を通じ国へ働きかけ
県	国に対し容器包装リサイクル法の改正について要望
自治会、NPO等民間団体	容器包装リサイクル法の改正に対する理解と協力

《海外事例》

ドイツ：DSD (Duales System Deutschland) システム

- ・ ドイツでは「拡大生産者責任」の考え方が徹底していて、再生だけでなく収集・選別も事業者の負担で行われています。DSD 社が緑のマーク(リサイクルの対象となる容器包装につける識別表示)の使用料を徴収し、その資金で収集・選別・再生を実施しています。
- ・ フライブルクのように、DSD システム開始(1992 年)以前から資源収集に取り組んでいた所では、市町村が DSD から委託料をもらって収集・選別を行っています。
- ・ リサイクル経費全額が事業者負担であるため、商品価格に転嫁され、リサイクルコストの高い商品ほど価格も高くなります(静脈コストが市場に内部化され、「使い捨て抑制の動機づけ」となっています)。



出典：DSD社資料より環境省作成

- ・ なお、2003年1月1日からドイツでは、容器包装廃棄物政令の規定(リターナブル容器の市場占有率が72%を下回った場合、ワンウェイ容器に対する強制デポジット制度を発動する)に基づき、強制デポジット制度が施行されています。
- ・ この制度は、飲料の小売価格にあらかじめデポジット料金を上乗せしておき、飲料を販売した小売店に空き容器の引き取りを義務づけるものです。対象は、非炭酸系清涼飲料、ワイン、牛乳、紙パック入り飲料、乳幼児用飲料を“除く”ワンウェイ容器を利用した飲料容器。デポジットの額は、1.5ℓ以下の飲料容器で0.25ユーロ(約35円)、1.5ℓを超える飲料容器については0.5ユーロ(70円)となっています。

(3) 容器包装リサイクル法の完全実施

現在の県内市町の容器包装リサイクル法への対応状況については、白色トレイ20%、その他紙製容器包装6%と低い状況にあります。容器包装ごみの減量化をさらに進めるため、容器包装リサイクル法に定める品目について分別収集・処理を実施します。

また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装ごみの分別収集の完全実施に向け、効果検証調査を実施するとともに制度改正を含めた国への要望を継続的に行います。

基本取組 4-2

容器包装の削減・簡素化の推進

1 取組の内容

(1) 製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施

容器包装ごみの重量や容積を減らすため、容器・包装の製造段階において、容器・包装の厚みや嵩などができるだけ少なくなるよう設計や素材を工夫するとともに、流通・販売段階において、容器包装が少量・簡素となるよう仕組みの改善などを進めます。

《取組事例》

◆東海コープ事業連合の容器包装ごみ減量のための取組

【取組主体】東海コープ事業連合：みかわ市民生活協同組合、名古屋勤労市民生活協同組合、生活協同組合コープぎふ、生活協同組合コープみえ

【概要】東海コープ事業連合では、容器包装ごみ減量のため、生産者、メーカー、会員生協が一体となって容器包装の減量化に取り組んでいます。

〔容器包装減量化リスト〕

商品名	内容	変更	削減量g (単品)	削減量kg (年間)
浜ゆでスウィガニ	トレイとシュリンク包装の使用を中止	37g→12g	25	5000
銀盞海林ヒレカツ	段ボールからビロー袋へ変更	172g→37.5g	134.5	1,936.0
CO肉だんご黒糖あんかけ	ノントレイ化	17.34g→10g	7.34	125.9
TC味付糸もすく三杯酢、TCゆず入味付糸もすく、はちみつ入純玄米黒糖糸もすく、まろやかりんご酢もすく、ぶっかけもすく、寒栗り糸もすく	トレイカップの厚みを25%薄くして軽量化	12.17g→8.85g	3.32	1,007.8
釜あげこうなご	トレイ包装から袋包装	11.6g→9g	2.6	65.0
おいしい冷し中華レモン風味	上部帯留め、台紙入りタイプ→帯、台紙なしタイプに変更	13.1g→6g	7.1	57.0
生芋にぎりこんにゃく(200g×2)	外装変更(2重包装→シングル連結タイプ)	90g→60g	3	28.5
4種類のチーズフランス	ノントレイに変更	38.9g→16.40g	22.5	50.0
プレミアムブレンド カフェット	外箱のサイズダウン	800g→775g	25	50.0
CO野菜菜ちりめん	丸トレイから角トレイへの変更	99g→94.6g	4.4	303.6
CO北海道粒コーン	個包装からチャックシール包装への変更	14g→7g	7	2,408.0
TC食パン	包材の長さは現行品の45cmから41cmへ変更	10.3g→9.3g	1	740.0

出典：CSR 報告書 2010（東海コープ事業連合）

◆容器包装ダイエツト宣言

【取組主体】九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

【概要】企業が実施する容器包装の削減の取組を九都県市が運営する容器包装ダイエツト宣言のホームページで紹介しています。参加資格は、容器包装リサイクル法の特定業者で、容器・包装の軽減化に努めている企業であり、平成23年1月現在で82社がダイエツト宣言をしています。

「容器包装ダイエツト宣言企業一覧」から、注目の活動をピックアップしました。



出典：容器包装ダイエツト宣言ホームページ

主体	役割
住民	—
事業者	容器包装の削減・簡素化のための工夫や改善の実施
市町	啓発・PR
県	啓発・PR
自治会、NPO等民間団体	啓発・PR

(2) 容器・包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践

容器包装ごみの重量や容積を減らすとともに、事業者の容器包装の削減・簡素化に向けた活動を促進するため、容器包装の少ない商品の優先的な購入やリターナブル容器の積極的な利用、簡易な包装などのサービスの選択、マイバッグの持参など容器包装の削減・簡素化を促す消費活動を実践します。

主体	役割
住民	容器包装ごみが出ない、あるいは、少なくなる製品やサービスの積極的な購入・利用
事業者	—
市町	啓発・PR
県	啓発・PR
自治会、NPO等民間団体	啓発・PR

2 目標スケジュール

取組の内容	2005～2009	2010	2011～2015	2016～2025
(1) 事業活動における工夫や改善の実施				
(2) 容器・包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践				